

# 山口東京理科大学調査特別委員会審査日程

日 時 令和3年3月17日（水）

午前9時30分

場 所 第2委員会室

## ～審査内容～

- 1 議案第35号 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学に係る地方独立行政法人法第19条の2第4項に規定する条例で定める額を定める条例の制定について の再審査について

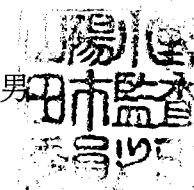
山 陽 小 野 田 市 監 査 第 5 号  
令和3年(2021年)3月11日

山陽小野田市議会議長  
小 野 泰 様

山陽小野田市監査委員 山 根 雅 敏



山陽小野田市監査委員 河 崎 平 男



公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学に係る地方独立行政法人法第19条の2第4項に規定する条例で定める額を定める条例の制定に対する意見について(回答)

令和3年3月10日付け山議第1940号で照会のありましたこのことについて、議案第35号 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学に係る地方独立行政法人法第19条の2第4項に規定する条例で定める額を定める条例の制定に対する監査委員の意見は、下記のとおりです。

記

本条例案は、令和2年4月1日から施行された地方独立行政法人法第19条の2第4項の規定に基づいて制定するものであり、理事長又は副理事長、理事、監事又は会計監査人の当該法人に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額を限定してそれを超える額を免責する旨を定めるものであること、また、本条例案で定める当該賠償責任額についても政令で定める基準と同一の内容で規定しており、これらと異なる取扱いとすべき特別の事情も認められない。

